## 食品衛生トピックス《2012/11/05》

○新たに指定された添加物について

平成24年11月2日に食品衛生法施行規則の一部が改正され、同日付けで公布されました。これによると、食品衛生法第10条の規定に基づき、trans-2-ペンテナール及びリン酸一水素マグネシウムが省令別表1に追加され、使用することが認められました。また、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、これらの添加物に成分規格及び使用基準が定められました。

なお、同日付けで農薬、動物用医薬品についても残留基準が定められました。(平成24年11月2日付け官報号外第239号を参照)

《 施行・適用期日 》 公布日から施行されるものであること。

## 《使用基準》

- (1) trans-2-ペンテナールについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」
- (2)リン酸一水素マグネシウムについては、使用基準は設定しない。

## 《 運用上の注意 》

- (1) trans 2 ペンテナールについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準が設定されたことから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。
- (2)リン酸一水素マグネシウムについては、使用基準は設定しない。ただし、小児の通常の食品以外からの摂取量の耐容上限量は5mg/kg体重/日とされていることも踏まえ、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとすること。